

○赤磐市建設工事しゅん功検査結果通知要領

平成22年2月12日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市工事検査規程（平成17年赤磐市訓令第35号）第9条第2項の規定により、赤磐市の発注する建設工事のしゅん功検査結果を請負者に通知する際の事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 しゅん功検査結果の通知対象は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）とする。

(しゅん功検査結果の通知)

第3条 市長は、しゅん功検査結果通知書（様式第1号）により当該工事の請負者にしゅん功検査の結果を速やかに通知するものとする。

(説明の請求)

第4条 前条により通知を受けた請負者が通知内容に疑問がある場合は、通知の受取日の翌日より起算して14日以内に、しゅん功検査結果照会書（様式第2号）をもって市長に説明を求めることができる。

2 前項の規定による書類の提出先は、当該工事の担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第5条 前条により説明請求がなされた場合は、工事の担当課は、しゅん功検査結果照会書の回答について（様式第3号）により速やかに回答を行うものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。